

令和4年第3回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年9月14日（水）
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題
- (1) 議案第2号 白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第4号 白井市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第5号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第7号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第6号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
 - (5) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・影山 廣 輔 副委員長
岩田 典之 委員・石井 恵子 委員
田中 和八 委員・平田 新子 委員
広沢 修司 委員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|--------------|--------|
| 市 長 | 笠井 喜久雄 |
| 総務部長 | 松丸 健一 |
| 企画財政部長 | 津々木 哲也 |
| 総務課長 | 高山 博亘 |
| (選挙管理委員会書記長) | |
| 危機管理課長 | 山本 敏行 |
| 企画政策課長 | 池内 一成 |
| 財政課長 | 板橋 章 |
| 課税課長 | 山口 光敏 |
| 建築宅地課長 | 藤川 敦史 |
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
主任主事 石井 治夫
主 事 小原 陽子

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、伊藤委員長より御挨拶をお願いします。

○伊藤 仁委員長 皆さん、おはようございます。9月議会の最初の常任委員会の審議ということで、コロナも落ち着いているんだか、落ち着いていないんだか、ちょっと分からない状況ですけども、感染対策を重視して委員会のほうを進めさせていただきます。慎重なる審議をよろしく願いして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたりまして、各常任委員会に付託されました9議案を、それぞれの常任委員会において審議をいただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第2号、議案第4号、議案第5号及び議案第7号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の4議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○伊藤 仁委員長 ただいまの出席は7名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、令和4年第3回総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

発言は必ず挙手の上、私の指名に基づいて行ってください。

次に、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可いたします。

なお、換気のため、扉、窓を開放しておりますので、御了承ください。

これより日程に入ります。

(1) 議案第2号 白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第1、議案第2号 白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 おはようございます。これは公職選挙法の一部が改正になったことに伴うということで、白井市での改正だと思えますけれども、今のコロナで、国のお金がすごく使われているということと、国民、白井市民もとても心配している中で、選挙の費用がすごく増えていくということに関しては、きちっと説明を聞いておきたいなと思うので、その辺の背景をお伺いします。

○伊藤 仁委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博亘選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

今回、改正します選挙に係る公費負担のお話ですけれども、今、コロナのお話がありましたが、公費負担の考え方については、選挙公営への充実を図ることによりまして、費用のかからない選挙の実現、候補者間の選挙運動の機会均等、公正な選挙が行われるようにするため、一定の額まで選挙運動に係る経費を公費で負担する制度となっておりますので、御指摘のとおり、コロナ禍で大変厳しい状況ではありますけれども、そもそもの目的を達成するために今回、引上げの提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。田中委員。

○田中和八委員 今回の条例改正によって、市の公費負担額、これはどのぐらい上がるか、予想つきますでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博亘選挙管理委員会書記長 お答えします。

公費負担見直し後、どれぐらい負担額が上がるかということなんですけれども、今回、対象者が21名おりますし、公費を使われる条件がいろいろありますので、一概には申し上げられないんですけれども、白井市議会議員候補者1人当たりの負担額を最大限使ったケースを想定してお答えしますと、候補者が、一般乗客旅客自動車運送事業者を利用した場合、いわゆるハイヤー契約を行った場合ですけれども、この場合、1人当たり8,056円ほど上がります。一方で、自動車借り上げ、あるいは燃料の供給契約、運転手雇用契約と、それぞれ行ったケースを想定しますと、1人当たり1万1,136円が引上げになるということになっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 確認をしたいと思うんですけども、これは公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担の限度額を変更するものですが、これは公職選挙法施行令の第何条の改正でしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博互選挙管理委員会書記長 お答えします。

公職選挙法の具体的にどの条項の改正かというのは、手元に資料がございませんで、調べてすぐお答えするようにいたします。申し訳ございません。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 109条の4の2項の改正だと思うんですけども、ここには衆議院と参議院しか書かれていないわけですよね。この改正ですが、そうすると、地方選挙の根拠はどこに書いてあるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博互選挙管理委員会書記長 お答えします。

公職選挙法の具体的な条項名は即答できないので申し訳ないんですけども、公職選挙法に地方議員に対する公費負担を条例で定めることにより負担できるという規定がございまして、市としますと、国の国政選挙、衆議院議員、それから参議院議員の公費負担がそれぞれ公職選挙法の施行令で定められておりますので、今回、4月に公職選挙法の施行令が改正されまして、単価についての引上げがされております。

市としては、国政選挙に係る公費負担額と同額とするという取決めをしておりますので、今般、施行令が改正されたことに伴って、同じ条件で同額を条例のほうも引き上げたということでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それは公職選挙法の第何条に書かれていますか。

○伊藤 仁委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博互選挙管理委員会書記長 申し訳ございません。今、すぐ調べてお答えいたします。

○伊藤 仁委員長 それでは、調べている間、ほかに質疑はございますか。ないようですので、すぐ分かりますでしょうか。岩田委員、後ほど分かったらということでもよろしいですか。

〔「結構です」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑は大丈夫でしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時15分

○伊藤 仁委員長 それでは、会議を再開いたします。

高山選挙管理委員会書記長。

○高山博亘選挙管理委員会書記長 大変お待たせしまして、申し訳ございませんでした。

今回、実際の金額につきましては、先ほどお話しした公職選挙法の施行令の改正がありましたこと
によって改正しておりますが、今、御指摘のそれぞれの根拠につきましては、公職選挙法に定めがあ
りまして、まず、自動車の部分ですけれども、こちらは公職選挙法の第141条第8項に根拠がござい
ます。

それから、ビラになりますけれども、こちらは公職選挙法第142条第11項に根拠がございます。

ポスターにつきましては、公職選挙法第143条第15項にそれぞれ根拠がございます。

遅くなりまして、大変申し訳ございませんでした。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

それでは、質疑をある方。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第4号 白井市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第2、議案第4号 白井市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを
議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 各項目に点在する、当該住所に代わる事項、これはDV被害者の住所が代わる事項を記載したものという意味合いですが、DV被害者の住所に代わる事項を記載したものであるのは、具体的にはどういったものを指すのか、現物を見るわけでもないので、イメージしづらいので、そのところ、解説いただければと思います。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 DV被害者等の住所に代わるものはどのようなものかということについて、お答えいたします。

今回、登記所のほうで想定されていることにはなりますけれども、例えば、親族の住所であったり、入所している施設であったり、知人の方の住所であったり、本来の住所ではない住所の申出があった場合、その住所地を登録し、それは通知されることになっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 通知されることになるとおっしゃいましたが、すいません。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 通知でございますが、通知というのは、DV被害者等が、住所の申出を行った住所が、登記所でその住所が登録されて、市のほうには登記事項等証明書という通知で、市のほうに送付されてくるものになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 大丈夫ですか。

ほかに質疑はございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、附則第7条の3の2の変更による税収の影響というのは、どのようになるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 住宅ローン控除の見直しに伴う財政への影響、予算への影響ということでお答えさせていただきますと、単年度分は、住宅ローン控除については、既に予算計上しているので影響はないんですけれども、控除期間が延長された期間については、将来的にその分が控除の影響が出てくるものと考えます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これ5年間延長ということですけども、おおよそのくらい、金額でいうとどのく

らの影響があるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 将来的な影響額になりますけれども、住宅ローン控除を行う者がどれぐらいいるのかということが算定できないので、控除額については見込むことが難しいのが現状です。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。影山副委員長、納得されましたか。大丈夫ですか。影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 一応確認ですが、73条の2では閲覧というのがありますよね。これはいわゆるDV被害者等が、実際に避難している場所が分からないようにするための処置が施されているという認識でよろしいんですね。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 そのような対応になります。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 先ほど岩田議員の御質問の中で、影響額というお話があったんですけど、金額については担当課長がお答えしたとおり、つかみようがないというのが正直なところです。

ただし、この分につきましては、税収は確かに減ります。ただし、地方特例交付金で入りますから、市財政に与える影響はないものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第5号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第3、議案第5号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。
質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第7号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○伊藤 仁委員長 日程第4、議案第7号 白井市一般会計補正予算(第6号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

それでは、歳出の13ページから行います。議会費については、よろしいですね。

それでは、その下、それから13ページは何かありますか。影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 13ページの一番下でございます。

顧問弁護士等委託事業に要する経費、着手金相当額という説明がありましたが、この着手金について、どういった内容のものが何件ほどであったのか、その具体的な内容について、説明を願いたいと思います。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長、今、議会費で、次に13ページは13ページなんですけど、次に、2款1項1目の一般管理費にはまだ入っていなかったのが、今、入ってからもう1回質問していただい

ますか。

それでは、2款1項1目一般管理費について質疑をお願いいたします。影山副委員長、お願いします。

○影山廣輔副委員長 改めて、2款1項1目、一般管理費の中の一番下、顧問弁護士等委託事業に要する経費、こちらは着手金相当額という説明が事前にはございました。着手金ということで、一体どういう内容の裁判を何件着手して、こうなっているのかという具体的な内容について解説をお願いできればと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えします。

2款1項1目、一般管理費のうち、顧問弁護士委託事業等に要する経費のうちの委託料の質問かと思えます。

今回、提案させていただいています補正予算につきましては、今後、見込まれる訴訟に対する着手金の費用として計上させていただいております。ですので、今回の着手金については、具体的な訴訟に対する予算ではなく、枠的な予算計上となっております。

一方、現在、係争中の訴訟については、現時点で4件ございます。係争中につきまして、詳細は差し控えさせていただきたいと思えますけれども、1つは道路改良工事に伴います、損害賠償請求事件。それから2件目は、自己情報の不開示決定処分の取消し等の請求事件。それから、情報公開の情報不開示処分の取消し訴訟。それから、都市計画の地区計画決定の差止め請求事件。以上、4件となっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今回の補正が直接それに触れるわけではないけれども、それが起こったことで不足が見込まれるからと、間接的に関係するということでよろしいでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今年度に訴訟が3件ほどありましたので、現時点、訴訟対応の予算については、予備費を活用させていただいております。まだ、あと半年ほど期間がありますので、今後、訴訟がもしあった場合の備えとしての要求になりますので、現時点では、具体的な案件に対する予算という考えでは、今回の補正予算はございません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 では、最後に参考までに、先ほど挙げられました4件ですけれども、そちらの着手金というのは、実際には発生、それが幾らぐらいなっているのかということを確認したいと思

ます。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えします。

今現在、係争中4件と申し上げましたけれども、一昨年、訴訟されました、損害賠償請求事件の場合ですと、着手金が33万円。今年度になりますけれども、自己情報の不開示決定処分の取消し請求事件については、着手金が33万円。それから、あと2件でございます。情報不開示処分の取消し請求事件について、それから、都市計画の地区計画決定差止め請求事件。この2つの訴訟については、それぞれ着手金が44万円ということになっております。

申し訳ございません。2番目の自己情報不開示決定処分の取消し訴訟は、今年度でなくて、訴訟されたのが3年度でございました。失礼いたしました。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。田中委員。

○田中和八委員 今のところなんですけれども、裁判が結審した場合に、成功報酬、これが発生すると思うんですけれども、その予算に関しては、どういうことになっているのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今現在、4件の訴訟に係争中ですので、これから、結審に向けて手続を行ってきますけれども、現時点では額が確定していないので、予算は現時点では持っておりません。結審されましたら、その内容に応じて、委託している弁護士との契約に基づきまして、成功報酬額が確定いたしますので、本来ですと、補正予算を提案してお支払いするというのが通常のルールかとは思いますが、その結審のタイミングによっては、予備費を活用して対応させていただくことになると思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。今の一般管理費の部分について、大丈夫ですか。

では、先に進めさせていただきます。数があまり多くないので、1つずつ進めていきたいと思しますので、企画費、2款1項6目の企画費について、ございますでしょうか。平田委員。

○平田新子委員 企画費の2つ目、5)、国際理解推進事業ということで、委託費、外国人市民地域交流事業ということで、これが補正で出てきたということは、この企画何か内容が決まっていっていることなのかと思うんですけど、委託先と内容と、分かる範囲で教えてください。

○伊藤 仁委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 それでは、お答えいたします。

まず、委託先につきましては、白井国際交流協会になります。

内容につきましては、コロナの感染拡大の関係で、3年間中止になっているんですけれども、世界のダンス&フードフェスティバルを、感染対策を万全に期して開催したいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 ありがとうございます。

2年間中止で3年目でということで、金額としては、以前3年前の金額と同等なのか、それとも市で新たに金額を設定したのか、金額について教えてください。

○伊藤 仁委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 お答えいたします。

金額のほうは以前と同額となります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 企画費について、質疑はございますか。

それでは、続きまして、現員現給については、質疑はしないということでよろしいですね。

それでは、15ページからの選挙費、2款4項1目、4目の選挙費について、質疑をお願いいたします。広沢委員。

○広沢修司委員 15ページの千葉県議会議員一般選挙に要する経費のところ、富士センターに期日前投票所設置するということでしたが、概要について伺います。

○伊藤 仁委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博亘選挙管理委員会書記長 お答えします。

千葉県議会議員一般選挙に要する経費に関しまして、72万6,000円の補正を提案させていただいております。

概要につきましては、今、委員御指摘のとおり、富士センターに期日前投票所を設置するための経費となっております。具体的に申し上げますと、10節の需要費のうち消耗品費、こちらはコピー用紙ですとか返信用の封筒の費用となっております。5万円ほど計上しております。

それから、12節委託料のうち電算委託料、こちらは期日前投票を行った際に、当日の日、前日になりますけれども、市役所と西白井複合センター、それから桜台センター、3か所に加えて、今回、富士センターが加わりますので、二重投票を防ぐために、システムを介して期日前投票を管理しておりますので、そのシステムを入れる導入の一次経費として、11万円計上しております。それから、17節の備品購入費ですけれども、選挙用備品といたしまして、今お話ししました期日前投票の端末の経費、ノート型パソコンと入場券を読み込みますバーコードリーダー、これらの購入費として、56万6,000円を見込んでございます。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 広沢委員。

○広沢修司委員 富士地区に、新たに設置した理由というところをお聞かせください。

○伊藤 仁委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博亘選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

今回、提案いたしました、富士センターの期日前投票所の設置につきまして、経緯を申し上げますと、直近の例でいきますと、令和4年7月に執行されました参議院議員通常選挙の投票率が市内全体で54.71%であったところ、当日有権者数も一番多い第5投票区が26.71%ということで、かなり投票率が低いと。有権者数が一番多い投票区で投票率が非常に低いという状況を鑑みまして、本年6月に、選挙管理委員会で、この件について御相談しまして、富士センターへの期日前投票所の設置について、報告、了解いただきましたので、今回、投票率の向上を目指しまして、提案させていただいたところでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、先に進めますが、やはり現員現給のところも項目だけを読み上げていかないと、議事録の関係等ございますので、先ほど2款3項1目の戸籍住民基本台帳のところを飛ばしておりますので、そこも質疑はないということで。違う、これからの話……。

先ほど税務総務費も、一応抜けているということで、質疑は大丈夫ですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、企画費まで、選挙費まで終了しましたので、今度は16ページ、2款5項1目、2目の統計調査総務費、各種統計調査費について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 2款6項1目、監査委員費についてございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 続きまして、3款1項6目、国民健康保険費について質疑はございますでしょうか。繰出金ですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、7目の介護保険費への繰出しについて、質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、8目、後期高齢者医療費について、繰出金について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、ここまで来たので、続きましては、4款3項2目、水道事業費について質疑ございますか。ページ数は23ページです。繰出金です。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 続きましては、7款4項1目、都市計画総務費、5節の公営企業下水道事業への補助及び出資に要する経費について、質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、8款1項2目、非常常備消防費について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 3目、消防施設費、その次の4目の災害対策費について、何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないということですので、それでは、今度は30ページですか。11款交際費、1項1目2目、元金利子について、質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないということですので、歳出全体で、もし何か忘れていたようなことがあれば、大丈夫ですか。

それでは、歳入のほうに移らせていただきます。

10ページです。10ページ、10款1項1目、地方特例交付金と、11款地方交付税1項1目の地方交付税、この2つについて、質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、先に進めさせていただきます。15款2項1目、総務費国庫補助金、6目、消防費国庫補助金について、質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、先に説明させていただきます。16款県支出金の2項5目、消防費県補助金について、質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 続きまして、16款、県支出金の委託金の3項1目、総務費委託金について質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、19款繰入金、1項1目財政調整基金について、質疑はございますでしょうか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きましては、21款諸収入の2目、雑入のその他の雑入ですか。この中に、でも、これは議会事務局分なので、質疑はなしということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、最後になりますが、歳入の市債……、失礼いたしました。19款繰入金の1項1目、2目について、繰入金、先ほどあった部分なんですけども、そこも質疑をお願いいたし

ます。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、歳入について全体を通して何か質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、6ページ、債務負担行為補正について質疑ございますでしょうか。千葉県議会議員一般選挙について、大丈夫ですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 続きまして、7ページの地方債補正、臨時財政対策債について、質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続調査について

○伊藤 仁委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

よって総務企画常任委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

閉会 午前10時50分